「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)」という。

(目的)

第2条 委員会は、鳥取市が第11次総合計画に政策として掲げる「文化芸術 の薫りあふれるまちづくり」を踏まえ、文化芸術の振興を図るにあたって、 展示・ホール機能等を有する文化施設のあるべき姿について、全市的かつ幅 広い観点から検討を行う。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。
- 2 委員会は、学識経験者、公募委員の中から市長が委嘱する者をもって組織 する。

(検討事項)

- 第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について、検討を 行う。
 - (1)展示・ホール機能等を有する文化施設を取り巻く現状・課題
 - (2)展示・ホール機能等を有する文化施設のあり方に関する方向性
 - (3) その他、目的達成に関すること。

(役員)

- 第5条 委員会に、次の役員を置く。
- (1)委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員の選任)

第6条 役員は、委員会において委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(役員の職務)

- 第8条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第9条 委員会の会議は、委員長又は事務局が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。
- 4 議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会に、関係行政機関等の職員または委員長が必要と認める者の出席を 求めることができる。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の3分の2 以上が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、鳥取市企画推進部文化交流課が担当する。

(有効期間)

第12条 この要綱の有効期間は、第7条に定める委員の任期が終了するまで とする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。